

平成 30 年 10 月 29 日

資料 2

<本編のみ>

# 武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議 検討のまとめ

平成 30 年 8 月

武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議（以下「市民会議」という。）は、平成 29 年 2 月から 16 回にわたって、武蔵野市エコプラザ（仮称）（以下「エコプラザ（仮称）」という。）のあり方について議論を重ねてきた。市民会議では、新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会における 4 期にわたる議論の成果である、「エコプラザ（仮称）事業のあり方中間まとめ」を基礎として、全市的な視点で議論を行ってきた。この「検討のまとめ」は、市民会議の議論の結果を取りまとめたものである。

# 目次

## 本編

はじめに	2
1 ごみ処理施設にあるエコプラザ（仮称）	3
2 エコプラザ（仮称）の基本理念	4
3 エコプラザ（仮称）の機能と各階の配置構成	7
4 エコプラザ（仮称）の機能と空間利用	8
5 エコプラザ（仮称）の運営	10
6 今後の進め方	11
7 市民会議検討スケジュール	12
8 武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議設置要綱	13
9 武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議委員名簿	15

## 議論のあゆみ編（省略）

## 資料編（省略）

## はじめに

今、環境の世紀といわれる 21 世紀に入り、各地で自然災害や地球規模での環境問題に多く見舞われ、変化の激しさに戸惑うのではなく、地域の生活や文化、さらに社会、経済を支える多様なセクターが社会的責任を共有して、持続可能な社会・地域づくりにむけて、足元から気づき、連携し、共創していくことが求められています。

武蔵野市エコプラザ（仮称、以下「エコプラザ（仮称）」という。）のあり方を考えてきた「市民会議」は、マルチステークホルダーの原則にのっとり、「行政」にすべてお任せではなく、「環境」への課題解決に地域に根付いている「当事者性」による市民の意識と覚悟により、地域全体としての最適解を求めるための政策策定プロセスへの「意味ある参加」として位置づけられます。

約 1 年半にわたる「市民会議」で、次のように議論を重ねてきました。新しいクリーンセンター建設の歴史的継承の意義の忌憚のない意見交換、武蔵野市における多様な環境課題に対する取り組みへの共有、「市民会議」構成委員の環境への取り組みの相互の学びと意見交換と共有、ワークショップや他施設へ視察などによって、低炭素モデル地域の実現、地域での取り組みをつなぎ、広げ、個人の行動変容から地域の力へと変容させていくプロセスを重視し、まちづくりへとつなげていく、というコンセプトを明快にしながらかエコプラザ（仮称）の目指す方向性を具体化してきました。

具体的には、「過去に学び・今を知り・未来から学ぶ」という柱のもと、時代の変化やニーズ、価値観の変化に多様な主体が「しなやかに」「学び合い」「はぐくみ合い」ながら「発展」していく「場」であることを「検討のまとめ」として提案しています。「ごみゼロ」地域・社会を目指すことにより、現世代だけでなく次の世代の子どもたちに「誇れ」、未来に「つなぐ」こと、さらにSDGsに貢献していく事業が展開できるよう市民・事業者・行政が協同・協働できるよう「未来への確かな構想」を共創し、実践していく「場」として議論を重ねてきました。

おわりに、「市民会議」を構成する市民委員の方々の有する専門性と独自性に富む実践に学ぶ姿勢、協働力、さらに武蔵野市の行政官の専門性と縦割りをつなぐ努力、エコマルシェなどで「市民（子ども＋大人）の声」を聴く努力と適切な情報提供と透明性、静かな情熱に支えられて会議を進め、「検討のまとめ」を策定することができましたことに感謝申し上げます。

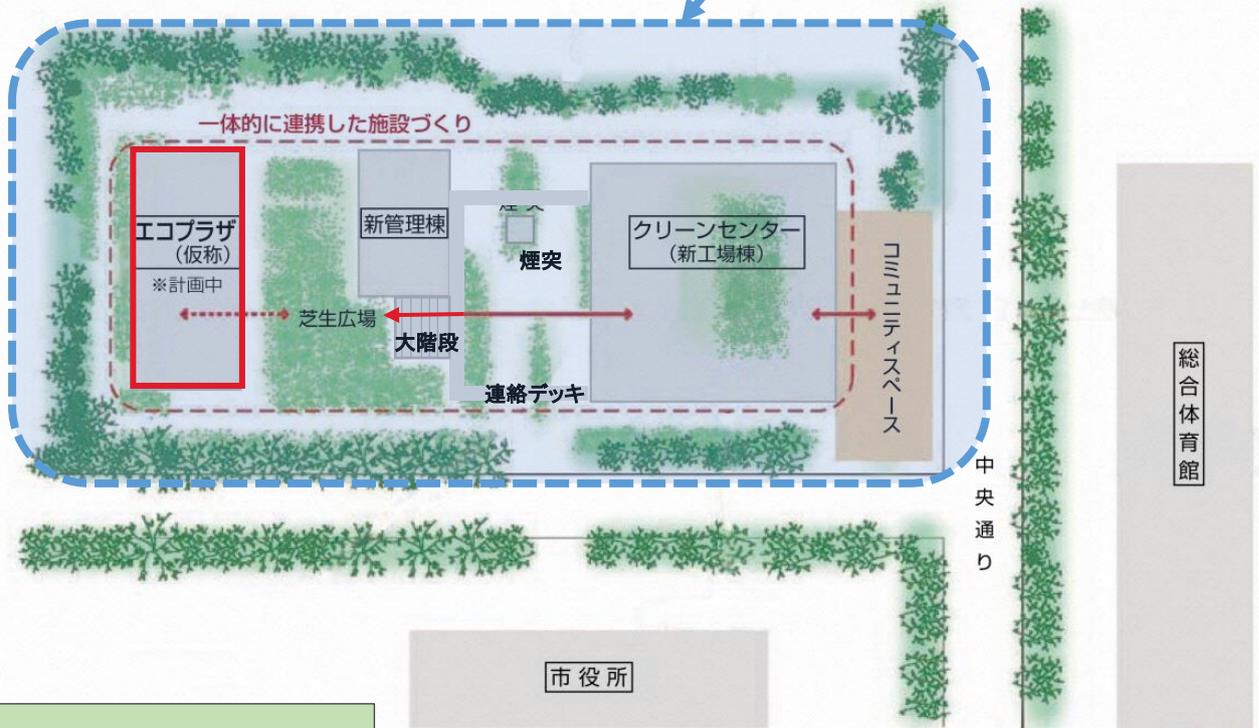
武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議委員長

小澤 紀美子

# 1 ごみ処理施設にあるエコプラザ（仮称）

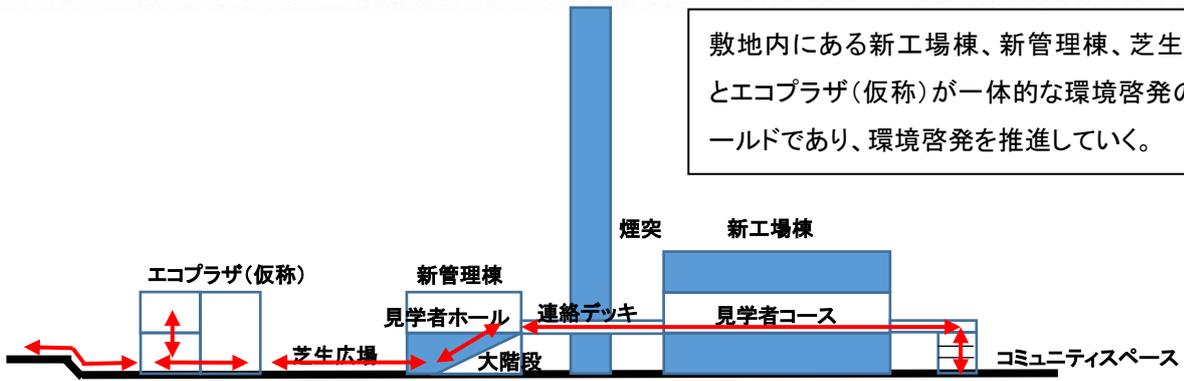
「武蔵野クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）」は、昭和 59（1984）年の旧工場棟稼働以来、武蔵野市のごみ処理を担ってきた。平成 29（2017）年 4 月には、さらなる技術進化による高度なごみ処理と廃熱エネルギー利用を実現した新工場棟が本稼働している。クリーンセンターの敷地は「ごみ処理施設」として都市計画決定されており、このことは近隣住民の方々の理解を得て、市民生活に欠かせないごみ処理が担保されていることを意味する。そのため、新工場棟では安全・安心なごみ処理が責務であり、さらにごみ処理に対する市民の理解が深まるように、見学者コースでごみ処理を見て学ぶことができる。そしてエコプラザ（仮称）（旧事務所棟と旧プラットホームを減築保全、リユース）は「ごみ処理施設」に存在を残し、市民一人ひとりがごみや環境のトピックを通じて、日常生活と環境問題との多様な接点やつながり・関係性などをより深く考え、学び、行動することにより、SDGs（詳細は 5 頁参照）の達成に貢献する未来に向けた環境啓発施設である（平成 32（2020）年度中開設予定）。

敷地全体が「ごみ処理施設」として都市計画決定



クリーンセンター配置図

敷地内にある新工場棟、新管理棟、芝生広場とエコプラザ（仮称）が一体的な環境啓発のフィールドであり、環境啓発を推進していく。

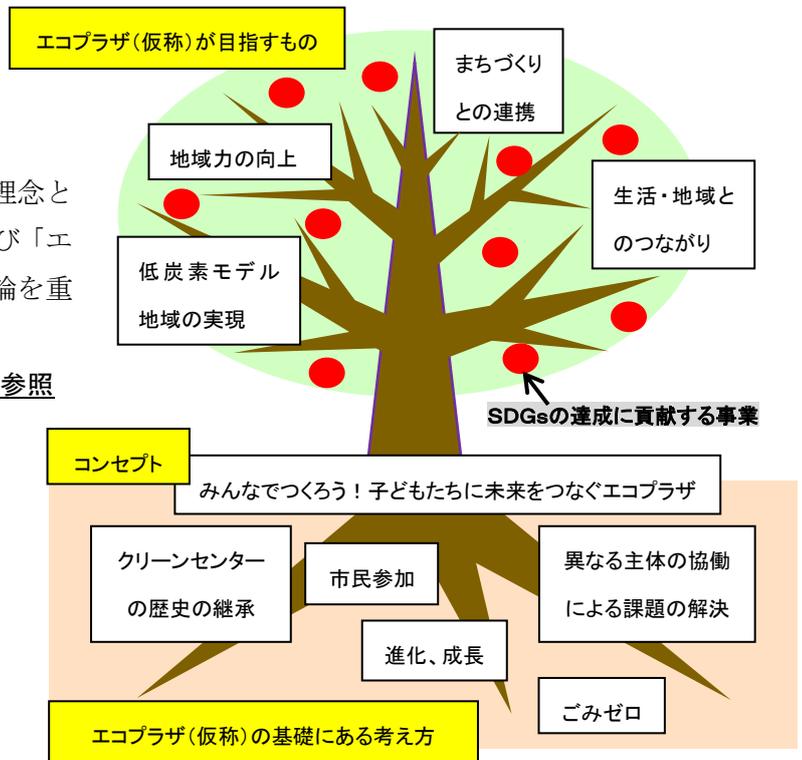


クリーンセンター断面構成図

## 2 エコプラザ（仮称）の基本理念

市民会議では、エコプラザ（仮称）の基本理念として、「エコプラザ（仮称）の目指すもの」及び「エコプラザ（仮称）のコンセプト」について議論を重ね、以下のとおりまとめた。

\* 詳細、用語の定義は「議論のあゆみ編」P19を参照



### 【エコプラザ（仮称）が目指すもの】

#### (1) 低炭素モデル地域の実現

平成 27（2015）年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」における、世界共通の長期目標「産業革命前からの地球の平均気温上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及する」ことに貢献することを目指し、武蔵野市が低炭素モデル地域となるような行動に結びつくよう働きかけていく。

#### (2) 地域力の向上

エコプラザ（仮称）の活動を出発点として、近隣、団地、学校、コミュニティ、商店街など様々な単位で、みんなが環境のことを考え、行動する地域づくりを広めていく。そして、地域の取り組みをつなぎ、広げて、地域の力をさらにまち全体に広めていく。

#### (3) まちづくりとの連携

エコプラザ（仮称）の施設は、緑や景観に配慮し、周辺環境と調和した施設とする。同時にバリアフリー化などを進めることにより、周辺地域と一体となって、より良いまちづくりを目指していく。

#### (4) 生活・地域とのつながり

一人ひとりが地球温暖化をはじめとする様々な環境問題の存在と本質を知る必要がある。そのためにはまず、日々の暮らしや地域での暮らしと環境とのつながりなどを知ることから始めて、それが共感や行動へとつながるよう促していく。

エコプラザ（仮称）では、これらを目指すことで、SDGs（※持続可能な開発目標 17 項目）の達成に貢献する事業を実施する。例えば再生可能エネルギーの普及、省エネルギー化、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全等の分野の活動を通して、持続可能な地域づくりを目指す。

## ※SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする、以下の17の国際目標のことをいう。

① 貧困をなくそう
② 飢餓をゼロに
③ すべての人に健康と福祉を
④ 質の高い教育をみんなに
⑤ ジェンダー平等を実現しよう
⑥ 安全な水とトイレを世界中に
⑦ エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
⑧ 働きがいも経済成長も
⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう
⑩ 人や国の不平等をなくそう
⑪ 住み続けられるまちづくりを
⑫ つくる責任、買う責任
⑬ 気候変動に具体的な対策を
⑭ 海の豊さを守ろう
⑮ 陸の豊かさも守ろう
⑯ 平和と公正をすべての人に
⑰ パートナリシップで目標を達成しよう

### 【エコプラザ（仮称）のコンセプト】

みんなでつくろう！子どもたちに未来をつなぐエコプラザ  
＜コンセプトを表す環境を切り口とした4つのキーワード＞  
「共」…すべての人、団体、事業者、行政が、**共**に参加する。  
「創」…既にあるものにとらわれず、柔軟に新しい価値を**創**り出す。  
「継」…持続可能な環境を子どもたちの未来に引き**継**いでいくため、大人が責任をもつ。  
「場」…人、知恵、情報が集い、交流することができる**場**をつくる。

### ＜エコプラザ（仮称）の基礎にある考え方＞

#### (1) クリーンセンターの歴史の継承

エコプラザ（仮称）では、旧クリーンセンター建設から新クリーンセンターの更新に至る経緯を詳しく紹介し、これまでの武蔵野市における様々な環境に対する取り組みの歴史、議論とその成果、それに関わった人々の思い、さらに現在・将来の取り組みを共有していく場とする。

#### (2) 市民参加

エコプラザ（仮称）では、創造的な成果が生まれるよう、市民（狭義の市民のみならず、在勤・

在学する個人、NPO等の団体、民間事業者を含む)の参加によって事業を展開する。

**(3) 異なる主体の協働による課題の解決**

エコプラザ(仮称)では、市民・行政・民間事業者・NPO等の様々な主体の力を集め、「エコプラザ(仮称)の目指すもの」の実現を図る。

**(4) 進化、成長**

エコプラザ(仮称)の活動では、今を完成形とは考えず、時代の変化やニーズ、価値観の変化に合わせて人も施設も学び合い、常に育ち続けていく。

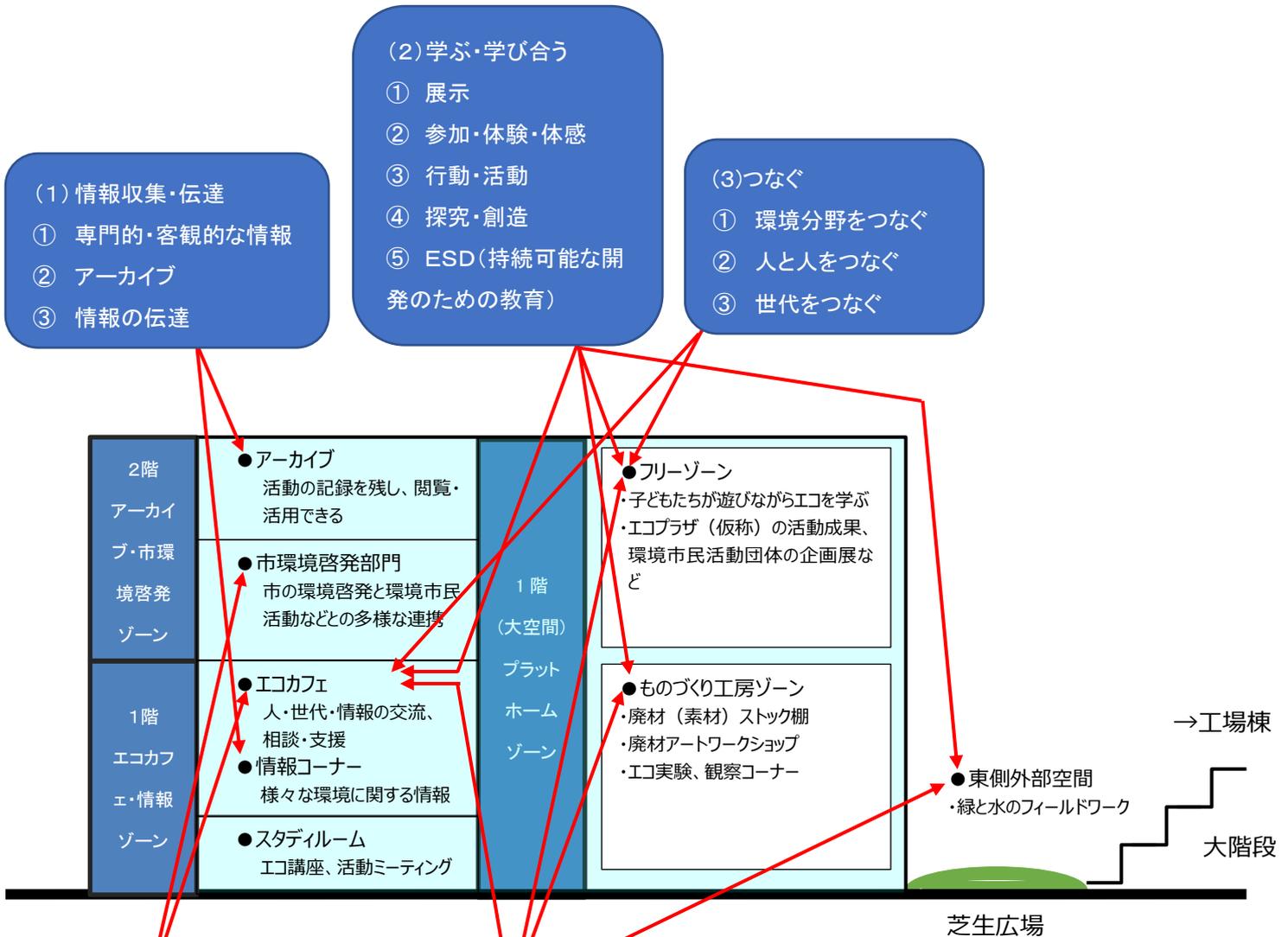
**(5) ごみゼロ**

エコプラザ(仮称)の原点は、武蔵野市のごみ問題にある。この歴史を忘れず、クリーンセンターと連携して、ごみを出さない社会の仕組みへの転換を目指し、地域、まちを変えていく。

### 3 エコプラザ（仮称）の機能と各階の配置構成

エコプラザ（仮称）の理念を実行するため、「情報収集・伝達」、「学ぶ・学び合う」、「つなぐ」、「はぐくむ・育てる」、「支える」の各機能と各階の配置構成を示す。

\* 詳細、用語の定義は「議論のあゆみ編」P23 を参照



#### (5) 支える

- ① 相談
- ② 支援

#### (4) はぐくむ・育てる

- ① 環境への興味・関心をはぐくむ
- ② 活動を育てる



旧プラットホームの風景

#### 【旧プラットホーム】

旧プラットホームは収集車がごみを運び、ごみをピットに投下する場所で、通常関係者以外立ち入りすることができなかった場所である。その場所をエコプラザ（仮称）として再利用し、環境啓発の場としてよみがえらせるものである。奥行き50m、幅15m、高さ8mの大空間で、あえてプラットホームの設えを残すことから、この空間に入ると、自然にごみ処理の歴史を感じ取ることができる。また、この大空間を利用し、様々な環境啓発のプログラムを通じて、「環境を学ぶ、学び合う」「環境分野、人をつなぐ」「環境への興味・関心をはぐくむ、活動を育てる」ことができ、自ら環境への行動を触発させる。

#### 4 エコプラザ（仮称）の機能と空間利用

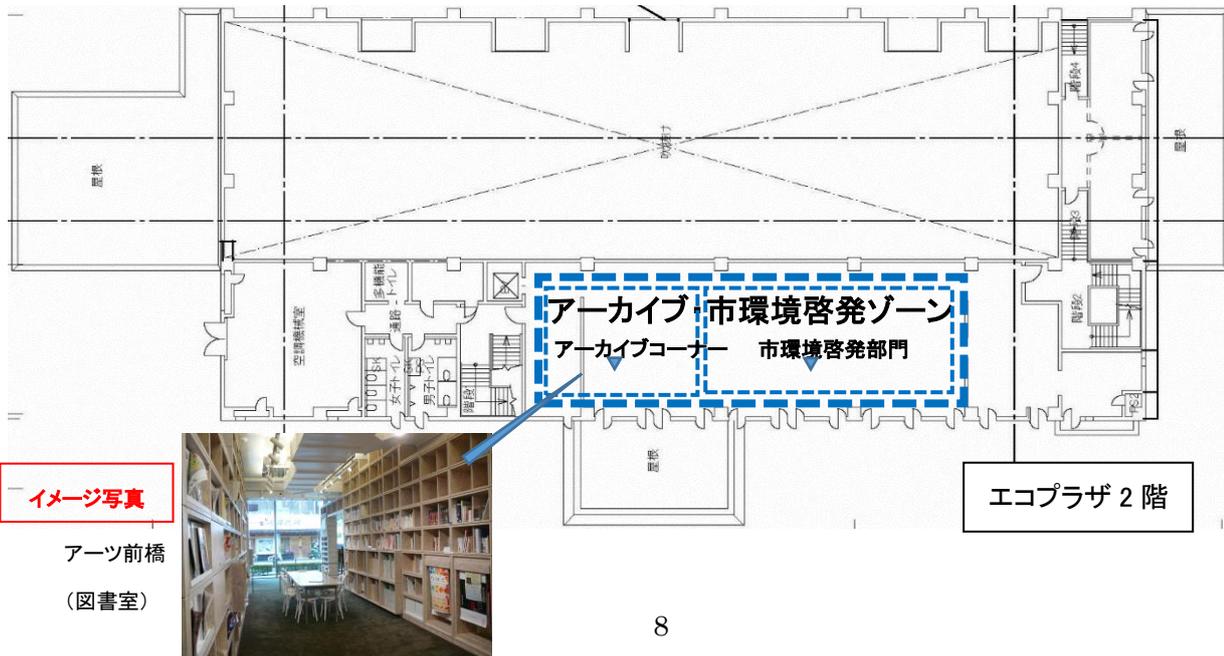
##### (1) エコプラザ（仮称）1階の機能と空間利用

- ・プラットホームゾーンは、機能面では通常時は、ものづくり工房ゾーンとフリーゾーンに使い分け、イベント等の開催時には全体を使用できるフレキシブルな利用を想定する。
- ・エコカフェ・情報ゾーン（旧事務所棟1階）は、エコカフェと情報コーナーが一体的な一つの空間にあり、他にスタディールーム、運営スペースがある。多目的トイレ、授乳室を完備する。



##### (2) エコプラザ（仮称）2階の機能と空間利用

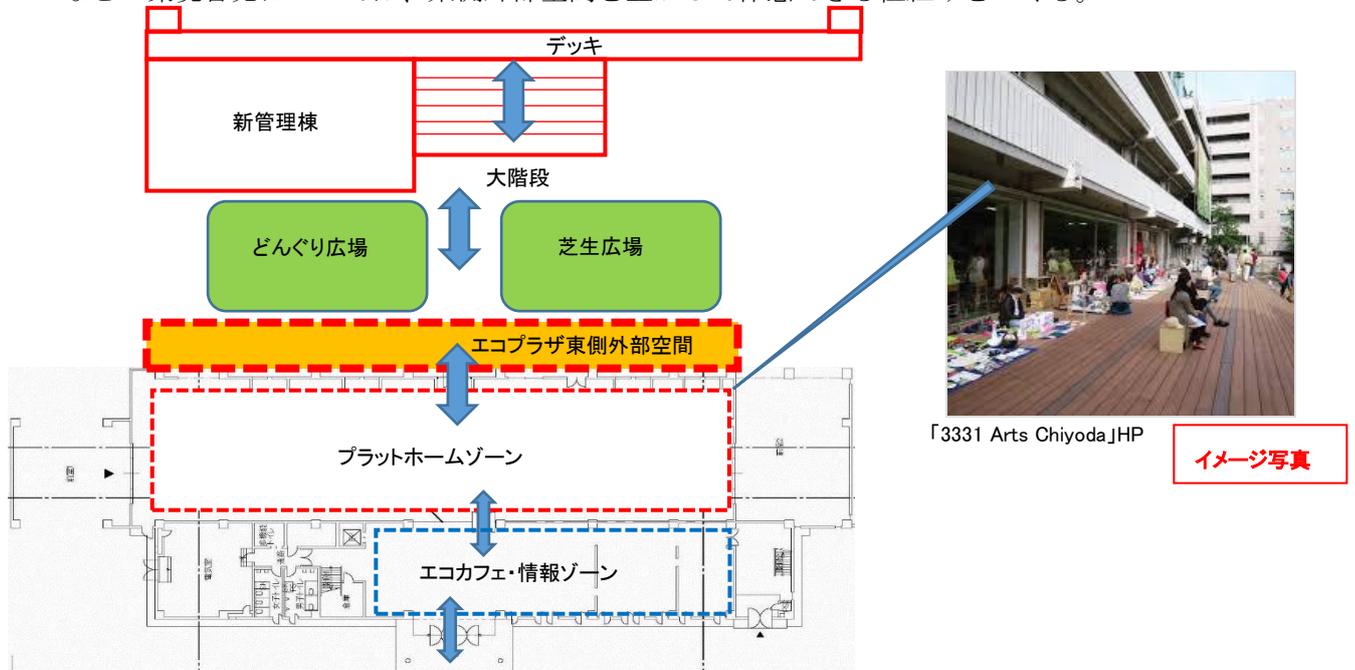
- ・アーカイブ・市環境啓発ゾーン（旧事務所棟2階）はアーカイブコーナーと市環境啓発部門で構成する。



### (3) プラットホームゾーンと東側外部空間との関係性

・プラットフォームゾーン東側外部は芝生広場、クリーンセンター大階段・デッキと連続しており、東側外部空間もエコプラザのフィールドとなる。またプラットフォームゾーンと東側外部空間とも連続している。

・東側外部空間では外部デッキを整備し、緑を感じる憩いの場とする。また、緑、水循環、エネルギーなどの環境啓発については、東側外部空間を生かして体感できる仕組みをつくる。



## 市民会議で提案された各空間でのプログラム例

#### 【ものづくり工房ゾーン】プログラム例

- ・直し方を学ぶ、市民同士教え合う。  
(もくもくと作業するのではなく、交流がうまれる仕掛けが必要)
- ・ものづくり工房利用者講習会 (工具の使い方などを学ぶ)
- ・部材 (パーツ) をストックするために、廃材を解体・分別する。
- ・直すのに必要な部材 (パーツ) のストック。・包丁研ぎができる。
- ・廃材の提供 (小学校の図工の授業で活用)

#### 【フリーゾーン】プログラム例

- ・みんなで展示をつくる (子ども、大人、企業、専門家など色々なレベルの展示)
- ・水循環、緑、水と文化 (地図づくり、図鑑づくり、クイズ、スタンプラリー)
- ・もったいないプロジェクト (ごみの展開・分別調査、バイオマス研究・エネルギーづくり、生ごみ処理のレクチャー)
- ・ブース「武蔵野市民は緑が好き!」「地球温暖化を考える!」
- ・大スクリーンで環境映像

#### 【エコカフェ・情報ゾーン】プログラム例

- ・もやもやカフェ/コミュニティカフェ (『1人で悩まないで』例えば、すてたいけどすてられない物などの悩みを他者と共有し、解決の糸口をつかんだり、共有することで新たな活動を生み出す。)
- ・大人 (特に文系) のための環境連続講座 (オープンカレッジ的なもの)
- ・エコッキング、食べ物かえっこ
- ・水と緑の研究会

#### 【エコプラザ東側外部空間】プログラム例

- ・間伐材・森の話を聞ける講座
- ・雑木林、芝生 (雑草) を育てる
- ・レインガーデン、雨水タンク、雨水の見える化
- ・地元野菜直売所、まちなか農家プロジェクト
- ・水と緑のフィールドワーク

## 5 エコプラザ（仮称）の運営

### (1) 管理運営業務の全体像

エコプラザ（仮称）で想定される管理運営業務の全体像については、以下のとおり整理した。

区分	内容	業務例（抜粋）
管理系業務	全体調整	マネジメント、ファシリテート、会議体運営
	危機管理	日常点検、マニュアル整備、情報セキュリティ、避難訓練
	その他	アーカイブ管理、専門性確保、人材育成、情報伝達
	総務	個人情報管理、文書管理、システム管理、検証・評価
	労務	スタッフ登録、出退勤・シフト管理、賃金等支払い
	財務	事業計画・予算、事業報告・決算、予算執行
	建物・設備維持管理	保守点検、修繕、安全対策、警備、清掃
	窓口	受付、コンシェルジュ、入退室管理、来館者数管理
	案内	施設見学対応、展示解説、クリーンセンターとの相互案内
	利用申請・予約	部屋貸し、見学受付、講座等プログラム、出前講座、図書
事業系業務	情報伝達	情報収集、情報発信
	展示	環境配慮技術の解説、制作物掲示、補修等実演、廃材陳列
	参加・体験	イベント、講演会、講座等プログラム、出張イベント、出前
	探究・行動・活動	調べ学習、相談、市民提案事業、ボランティア等養成、勉強会
	連携	地域資源発掘・活用、コーディネート、多世代交流、広域連携

### (2) 運営形態

エコプラザ（仮称）の運営については、現時点では、完全に独立した運営を行うのは難しいと考えられる。開設から5年間を目途に、市の直営体制と個別の事業委託と、市民参加を組み合わせた過渡的な運営体制を採用する。その間に、事業の安定化、ノウハウの蓄積、事業に関わる人材の育成等を進め、将来の運営体制のあり方を検討する。運営形態の例については以下のとおり。

年度	運営形態の例	管理系業務				事業系業務
		全体調整 危機管理 その他	総務 労務 財務	建物・設備の 維持管理	窓口 案内 利用申請 ・予約	
2020	開設					
2021	事業安定化	市 ※市がもつ 連携力を用 いる	市 ※市がもつ 経験・スキル を用いる	市 ※一部専門 事業者にて 委託	利用者から 顔が見える 運営者	利用者から 顔が見える 運営者
2022	人材育成					
2023	新たな運営					
2024	形態の検討					
2025	新たな運営 形態に移行	全業務を担える運営者 (市独自の新たな運営手法、指定管理者等)				

### (3) 運営に携わる人の資質

エコプラザ（仮称）の運営に携わる人には、施設の目的に合った資質が求められる。中でも次の資質は重要である。

#### ① お互いに顔が見える関係の構築

エコプラザ（仮称）においては、利用者と運営者の信頼関係が不可欠である。利用者との信頼関係を築くためには、普段から個性の見える一人の人間として利用者に接し、お互いが顔なじみとなるような関係を築くことができる資質が必要である。

#### ② しっかりと耳を傾けて聴く姿勢

エコプラザ（仮称）の重要な機能として、利用者からの環境問題や環境活動に関する質問、意見、相談に対応することがある。この時に、しっかりと利用者に寄り添い、真摯に耳を傾ける姿勢をもって対応できる資質が必要である。

#### ③ エコプラザ（仮称）の「顔」

上記2項目の資質を表す象徴として、施設の「顔」となる存在がいることが望ましい。運営者一人ひとりが施設の「顔」となる意識をもつとともに、運営を続けていく中で、そのような人材を発掘、育成していくことも必要である。

### (4) 評価、検証のあり方

エコプラザ（仮称）のマネジメントとして、事業計画の作成、評価、見直しを継続していく必要がある。

#### ① 事業の評価

一般的に言われる来館者数は、評価の一つの基準となることはあっても、総合的評価として、必ずしも評価基準となるものではない。そこで次のような評価の手法が考えられる。

- ・活動の結果から生じる市民生活への波及効果を定量的に把握し、価値判断を加える「ソーシャルインパクト評価」により、エコプラザ（仮称）独自の効果を測定する。
- ・様々な事業を実施した結果、SDGs（＝持続可能な開発目標 17 項目）にどのぐらい貢献し、より良い社会になったかが見える化できると良い。エコプラザ（仮称）が目指すものに対し、どれだけ効果があったかをSDGsへの貢献度で評価する。
- ・学習過程で生徒が作成した様々なものを保管するポートフォリオ（ファイルフォルダに集められた資料や情報）を使った評価も考えられる。個人の変容を質的、総合的に評価するポートフォリオは、個人が変容し、行動につながったことまで評価することができる。

#### ② 事業の検証

エコプラザ（仮称）では、運営について協議する運営協議会（仮称）を設置し、事業や施設の総合的な評価を行い、年度ごとに報告する。検証結果は翌年度以降の事業計画に生かし、マネジメントに生かす。

## 6 今後の進め方

本市民会議では、エコプラザ（仮称）のあり方について、多岐にわたる議論を重ね、その結果を本書にまとめた。本書を踏まえて市が策定する「市の基本的な考え方」に対し、多くの意見をいただくことで、より良い施設となるよう期待したい。今後は、平成 30（2018）年度内に、施設の設計方針や管理運営方針などが順次策定されていくが、市民会議では、これらについても引き続き意見を述べていく。

## 7 市民会議検討スケジュール

回	月日	議題
第1回	平成 29 (2017)年 2月 20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコプラザ(仮称)検討の変遷について</li> <li>・第四期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会「エコプラザ(仮称)事業のあり方中間まとめ」について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
第2回	4月 27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する講義「環境デザインの視点」「環境教育からESDへ」</li> <li>・意見交換</li> </ul>
第3回	5月 31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用施設の見学会(旧クリーンセンター事務所棟・プラットホーム)</li> <li>・意見交換「多様な環境活動・啓発について」</li> <li>・平成 28 年度エコプラザ(仮称)整備に向けたワークショップ等の実施結果について</li> </ul>
第4回	7月 13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの議論の振り返り</li> <li>・環境学習・啓発施設の類型について</li> <li>・運営のあり方について</li> </ul>
第5回	8月 3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田市視察</li> </ul>
第6回	9月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察報告</li> <li>・運営のあり方について</li> </ul>
第7回	10月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営のあり方について</li> </ul>
第8回	11月 7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコプラザ(仮称)のコンセプトについて</li> </ul>
第9回	12月 7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコプラザ(仮称)のコンセプトについて</li> <li>～武蔵野市らしさとエコプラザ(仮称)で大切にしたいこと～</li> </ul>
第10回	平成 30 (2018)年 2月 21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコプラザ(仮称)の機能について</li> <li>～委員の活動報告を事例に～</li> </ul>
第11回	4月 24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの議論の振り返り</li> <li>・エコプラザ(仮称)の機能、空間活用について</li> </ul>
第12回	5月 31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコプラザ(仮称)の機能、空間活用について</li> <li>・環境市民団体へのアンケート調査項目について</li> </ul>
第13回	6月 25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコプラザ(仮称)の機能、空間活用について</li> <li>・エコプラザ(仮称)の運営について</li> </ul>
第14回	7月 12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営、評価・検証方法について</li> </ul>
第15回	8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコプラザ(仮称)の空間利用の考え方について</li> <li>・武蔵野市エコプラザ(仮称)検討市民会議検討のまとめ(案)について</li> </ul>
第16回	8月 23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市エコプラザ(仮称)検討市民会議検討のまとめ(案)について</li> </ul>

## 8 武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第2条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画及び武蔵野市環境基本条例（平成11年3月武蔵野市条例第9号）第5条第1項の規定により策定する武蔵野市環境基本計画に基づき設置する環境啓発の拠点となる施設（以下「武蔵野市エコプラザ（仮称）」という。）の具体的な在り方について検討を行うため、武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵野市エコプラザ（仮称）の在り方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（構成）

第3条 市民会議は、次に掲げる委員15人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市民団体等に属する者
- (5) 公募による者
- (6) 行政関係者

（委員長及び副委員長）

第4条 市民会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、市民会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成31年3月31日までとする。

（会議）

第6条 市民会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 市民会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 市民会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

（報酬）

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

（庶務）

第8条 市民会議の庶務は、環境部環境政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年12月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

9 武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議委員名簿

（敬称略）

	氏名	所属・役職等		備考
学識	こざわ きみこ 小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授、第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 会長		建築・まちづくり学、環境教育学
	すずき まさかず 鈴木 雅和	筑波大学芸術系名誉教授、第10期環境市民会議副委員長		環境農学、環境デザイン学
教育	おおさわ たけひろ 大沢 武弘	武蔵野市立小中学校校長会		本宿小学校校長
事業者	ながしま つよし 長島 剛	多摩信用金庫 価値創造事業部長		平成30年2月20日まで
	さくま ゆういち 佐久間 雄一	多摩信用金庫 価値創造事業本部 地域連携支援部まちづくりグループ 主任調査役		平成30年2月21日から
	しんだて としや 新立 利也	(株)イトーヨーカ堂 営業本部総括マネジャー		包括連携協定
市民団体等	たなか みのる 田中 稔	特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク		環境政策課
	しが かずお 志賀 和男	クリーンむさしのを推進する会 会長		ごみ総合対策課
	むらい ひさお 村井 寿夫	第四期新武蔵野クリーンセンター （仮称）施設・周辺整備協議会	吉祥寺北町五丁目町会	クリーンセンター
	しおざわ せいいちろう 塩澤 誠一郎		緑町三丁目町会	
	きむら あや 木村 文		緑町二丁目三番地域住民協議会	
	おざわ さとみ 小澤 里美	水の学校 サポーター		下水道課
すずき けいこ 鈴木 圭子	一般社団法人 グリーンボード		緑のまち推進課	
公募	かみよしかわ こうど 上吉川 航人	桜堤在住		
	おおたに さちこ 大谷 紗知子	吉祥寺北町在住		
行政	こおり まもる 郡 護	武蔵野市 環境部長		平成30年3月31日まで
	きむら ひろし 木村 浩	武蔵野市 環境部長		平成30年4月1日から

